

広島県病院事業管理規程第三号

広島県病院事業公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十一月三十日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

広島県病院事業公印規程の一部を改正する規程

広島県病院事業公印規程（平成二十一年病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表の病院の長印の項中

広島県立広島病院長	方 21	県立広島病院
-----------	------	--------

を

広島県立広島病院長	方 21	県立広島病院
”	”	”

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。